

地球温暖化対策をめぐる最近の動き

1. 京都議定書目標達成計画の閣議決定

4月28日、京都議定書の6%削減約束を確実に実施するための対策・施策を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」が閣議決定。

2. 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

6月10日、参議院本会議において、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」の導入、地球温暖化対策推進本部の所掌事務に「長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整」の追加等を行う「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が可決・成立。施行は平成18年4月1日。

今後、施行に向けて所要の政省令改正を行う。

3. 地球温暖化防止国民運動の展開

京都議定書目標達成計画の閣議決定を受けて、京都議定書による我が国の温室効果ガス削減約束である“マイナス6%”の達成に向け、個々人で行動するのではなく、みんなで一つの“チーム”のように力を合わせ、一丸となって地球温暖化に立ち向かうため「チーム・マイナス6%」を愛称とした国民運動を推進する集中キャンペーンを実施。愛・地球博や地球温暖化問題をメインテーマにしたG8サミット、温暖化防止に関係する各府省によるイベント・キャンペーン等と効果的に連動し、経済界を始めとする各界と連携しながら、各種メディアを有機的に用いて、地球温暖化の危機的状況を伝えるとともに6つの具体的な温暖化防止の行動の実践を促す。

また、オフィスの冷房温度を 28 度に設定することを目的とした、「夏の軽装」の普及を目指し、涼しく効率的に格好良く働けるビジネススタイルの愛称を “COOL BIZ (クール ビズ)” と名付け広い普及を促している。(詳細は参考資料 3 - 1 参照。)

4. 地域エネルギー・温暖化対策推進会議

京都議定書目標達成計画案において地球温暖化対策の地域における推進体制として、エネルギー・環境政策に関する地方公共団体（特に都道府県）と国の地方支分部局等の情報共有・意見交換の場として、ブロック単位で「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を設置することが位置づけられており、地方環境対策調査官事務所や地方経産局等と都道府県の連携によって、全国 9 ブロックごとに同会議を設置することとなった。6 月 7 日より各ブロックにおいて順次開催。

5. 2003 年度（平成 15 年度）温室効果ガス排出量

環境省では、地球温暖化対策の推進に関する法律等に基づき、今般、平成 15 年度の温室効果ガス排出量を取りまとめた。その結果、温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素に換算して約 13 億 3,900 万トンとなった。これは、平成 14 年度の値（約 13 億 3,000 万トン）と比較して約 0.7%の増加で、京都議定書の規定による基準年（原則として 1990 年）の総排出量（約 12 億 3,700 万トン）と比較すると、約 8.3%上回っている。(詳細は参考資料 3 - 2 参照。)

6. 自主参加型国内排出量取引制度の参加者決定

自主参加型国内排出量取引制度の参加者を公募し、費用効率性の観点から審査した結果、5月に参加者34社を決定した。参加者は、基準年度排出量（2002～2004年度の平均排出量）比で21%という大幅な削減を約束した。また、tCO₂削減当たりの補助金額（※）は、692円という非常に費用対効果のよいものであった。（詳細は参考資料3-3参照。）

※tCO₂削減当たりの補助金額＝補助金総額を、参加34社の導入設備法定耐用年数分の排出削減予測量の合計で割ったもの

7. 施策総合企画小委員会地方ヒアリングの開催について－草の根対話－

施策総合企画小委員会では、昨年12月の論点についての取りまとめに当たり、地方ヒアリングを2箇所（名古屋（10月6日）、仙台（10月8日））において開催したところ。引き続き、昨年12月の論点取りまとめを踏まえ、地方ヒアリングを開催する。なお、昨年同様、この際、ヒアリングのほか、一般参加者と委員との意見交換も予定している。

当面は、7月上旬より、各地域ブロックにおいて、順次、開催する。

8. 国際的な動き

昨年12月のCOP10（気候変動枠組条約第10回締約国会合）合意に従い、今後将来に向けてグローバルな地球温暖化対策をいかに強化できるかに関して、5月16日、17日の両日、ドイツ・ボンにて「気候変動に関する政府専門家セミナー（Seminar of Governmental Experts）」が開催され、政府間で率直な意見交換が行われた。

（詳細は参考資料3-4参照。）